

議案第95号

沼田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例について

沼田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

沼田市長 横山公一

沼田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

沼田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成21年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3項」を「第5項」に改め、「、申請1件につき」及び「を、当該申請に係る建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）のうち同時に当該認定又は変更認定を申請する住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の数（以下「同時申請住宅数」という。）で除して得た額」を削り、同条第2項中「建築物」の次に「（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）を、「1戸建ての住宅」の次に「（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）」を加え、「、申請1件につき」を削り、「を同時申請住宅数で除して得た額に4,200円を加えて得た額」を「に、4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加算した額」に改め、同条第3項中「、申請1件につき」及び「を同時申請住宅数で除して得た額」を削り、同条第4項中「、申請1件につき」を削り、同条第6項中「、申請1件につき」及び「を同時申請住宅数で除して得た額」を削り、同条第7項中「の規定による譲受人を決定した場合における」を「又は第3項の規定により」に改め、「、申請1件につき」を削り、同条第8項を削る。

別表第1工事の種別の項中「住宅」の次に「又は住戸」を加える。

別表第2注中「住宅」を「住戸」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の沼田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。